

草の根・人間の安全保障無償資金協力について

2017年1月
在エルサルバドル日本国大使館

1. 概要

- (1) 本制度は、開発途上国の多様なニーズに、きめ細かく応えるために1989年に導入され、個々の人々に着目し、その保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促すという「人間の安全保障」の概念を反映している。
- (2) 本協力は、開発途上国の草の根レベルに直接裨益する「顔の見える援助」であり、また、比較的小規模なプロジェクトで、要請に対し、迅速・的確に対応が可能な「足の速い援助」とあるという特徴を有している。

2. 供与限度額

原則1,000万円以下。

3. 対象となる被供与団体

原則として、現地において社会経済開発活動を行っている非営利団体(地方公共団体、教育・医療機関、ローカル NGO、国際 NGO)を対象とする。

4. 対象となる分野

- (1) 草の根レベルに対する裨益効果が高い案件、小規模な支援によって特に高い援助効果を発揮する案件、人道上機動的な支援が必要な案件等を中心に、基礎生活(Basic Human Needs)分野及び人間の安全保障の観点から特に重要な分野を優先的に支援することを基本方針とする。
- (2) エルサルバドルにおいては、**基礎教育分野**(例:小中高等学校の教室及び水洗トイレ等の改修・建設)、**民生・環境分野**(例:上水道整備、貯水タンクの建設)、**保健・医療分野**(例:診療所の病棟建設)、治安分野(例:交番の建設)等に該当するプロジェクトが実績として多数を占めている。
- (3) 支援の対象は、施設・機材等を中心とする。ソフト・コンポーネントについては、人々の能力構築などソフト面の重要性がある場合には、支援の対象とする。
- (4) 一年以内で完了しうるプロジェクトを対象とする。

以下の品目は支援を行わない

- ・被供与団体自身の恒常的な運営管理費(事務所経費、人件費)
- ・事業の予備費
- ・個人や企業の営利活動に係る費用
- ・特定個人に直接資金や財産を付与することを目的とした資金及び品目(奨学金・住居・衣服等。ただし、災害時等の緊急人道支援の場合は除く)
- ・酒、たばこ等、人体に害を及ぼす恐れのある嗜好品に係る費用

以下の品目については原則支援の対象外とするが、事業目的の達成に必要不可欠であること、緊急性又は人道上の必要があるなど、その必要性が真に認められ、維持管理体制が確立されている場合に限り、例外的に支援する

- 運営管理費(支援対象プロジェクトに必要不可欠な人件費、運営費等)
- 供与物資の維持管理費
- ワクチン
- 消耗品・小型備品
- 図書(教育案件等における教科書・参考書や図書館所蔵の図書等)
- 一般車両(汎用性が高く使用に供し得る車両。ゴミ収集車、消防車等の特殊車両を除く)
- パーソナル・コンピューター等電子機器。ただし、更新費用の支援は原則として行わない
- 銀行手数料(在外公館から被供与団体の口座への送金、草の根無償の専用口座の設置、維持費等)
- 政府・自治体の収入源となる運営許可料、車両登録料等
- 輸入に係る関税、内国税、付加価値税等

5. 手続き及び案件実施過程

- (1) 相談
- (2) プロジェクトの提出
(随時受け付け中。プロジェクト提出から実施まで、最短で10ヶ月を要する。)
- (3) 在外公館における書類審査
- (4) 在外公館員による事前現地調査
- (5) 案件の翻訳及び外務省への送付
- (6) 外務省における審査
- (7) 贈与契約の締結・資金供与
- (8) プロジェクトの実施
- (9) モニタリング調査(被供与団体との緊密な連絡による案件の監理)
- (10) プロジェクトの竣工式
- (11) フォローアップ調査(完了直後及び2年後の現地視察)

※各時点で実施の可能性を判断し、電話・書面にて断りの返事をする場合もあり。

6. エルサルバドルでの実施概要

1990年より2015年まで377件の計画を実施しており、供与金額総額は、31,988,297米ドル(約38億円)を上回る。2015年度は16件承認され、内訳は、教育分野9件・保健分野2件・民生環境分野(飲料水供給計画)4件、交番建設1件。

7. 連絡先

在エルサルバドル日本国大使館

TEL: 2528-1136/2528-1134 / FAX: 2264-6061

E-MAIL: apcs@sv.mofa.go.jp